

子育てに困難を抱える人への支援



大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類／人間社会学研究科 教授
山野 則子

子どもの実態

近年の急速な少子化の進行、児童虐待問題や少年事件など子どもにとって深刻な状況が存在する。問題行動では、学校内における暴力行為は2008年度に6万件を超え、前年度比13%増であった。ここでさらに着目すべきは、暴力行為の約9割は校内で行われており、あえて教師の見えるところで行っているとも読み取れる。また児童自立支援施設、少年院における調査から確認すると、厚生労働省が行った1999年全国児童自立支援施設における調査では、何らかの虐待を受けている入所児童が約6割あり、2000年の法務総合研究所で行った調査では、全体の約70%が身体的虐待あるいは性的虐待の被虐待経験が報告されている。養育環境や児童虐待が非行に関連が高いといえよう。

児童虐待問題では、事件が後を絶たず大きな社会問題となっている。2000年児童虐待防止等に関する法律の成立によって定義が初めて法定化された時点から比較して、2011年は3倍強になっている。さらに児童虐待が起きた家庭への調査からは、「親の未熟」、「親族関係の不和」、「社会的に孤立」、「精神的に不安定」、「多額の借金」が示され、診断名がつかないが、精神不安定や人格障害の疑いやアルコール依存など67.2%と高い数値で報告されている。

不登校については、単純な数では一見減少あるいは横ばいにも見えるが、全校生徒数との割合でみると1993年の0.55から、10年後の2003年において1.15と発生率が倍増している。さらに詳しく見ていくと、小学校6年生と中学校1年で3倍になっている（図1）。1人の

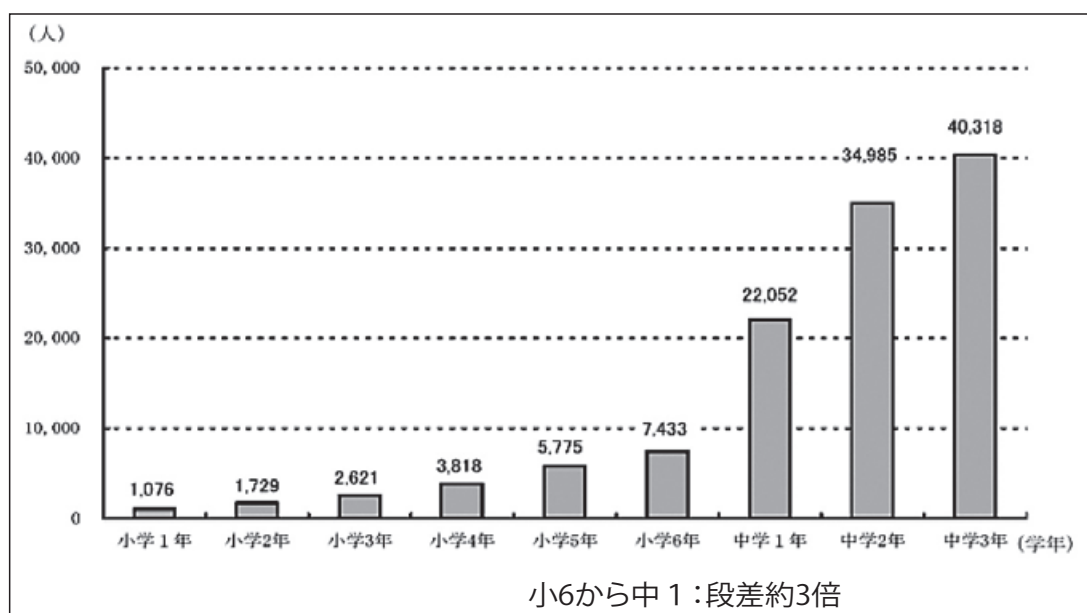


図1 学年別不登校児童生徒数 出所：文部科学省

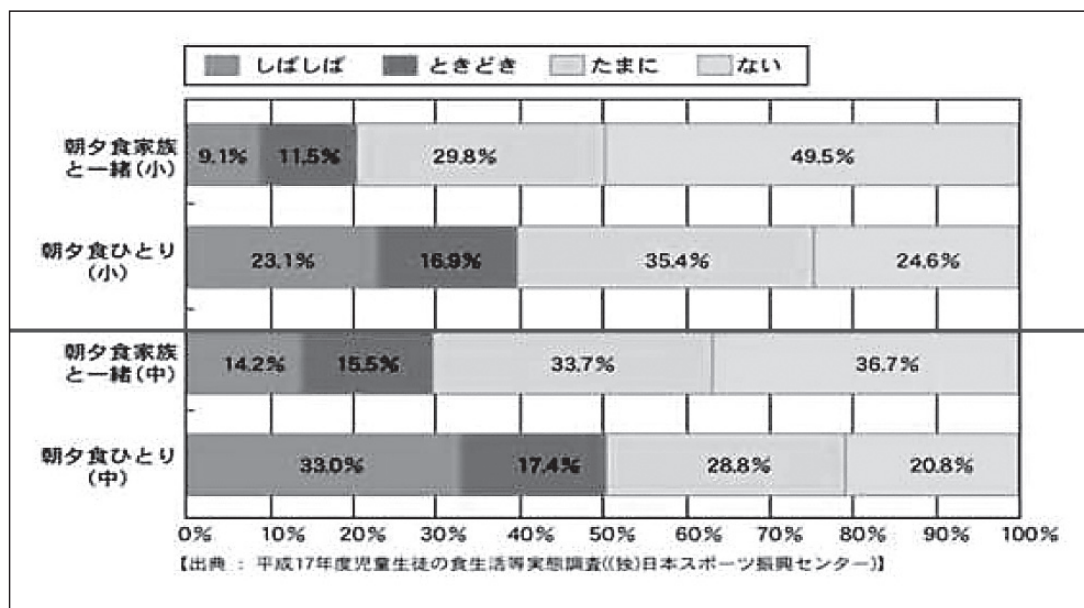


図2 「やる気が起こらない」と食事を家族と食べる場合の相関

担任が深く丁寧に見てくれる可能性がある仕組みから教科担任制で複数教員で見る仕組みへと変化する、ここでネグレクトなど家庭背景の大変な家庭、子育てに困難がある家庭がドロップしやすいのは容易に想像できる。

学力を見ると、ある地域での高校における学力・生活実態調査から、親の娯楽的なモノの買い与えや子どもの将来への期待が学力や進路に影響すると分析している。つまり、親が子どもの将来に見通しを持って子育てしているかが大きな鍵になる。また食事を1人で食べている子どもほどやる気が起こらないという相関が明らかに出ている(図2)。生活環境が影響していると言える。

親たちの苦悩

では親たちの生活はどうであろうか。

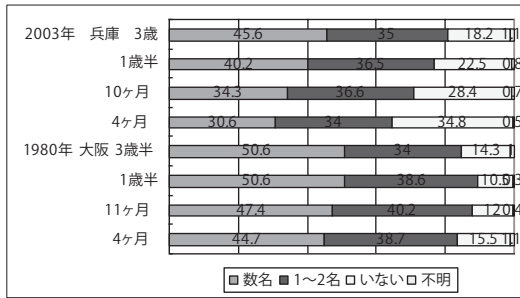
例えば、先のモノの買い与えであるが、ある3歳児を持つ母親が、子どもが要求するゲームボーイを購入しなければ、子どもが仲間外れにされるのではないか、いじめられるのではないか、と不安に思うと語る。この現象は子どもへのモノの買い与えに見えるが、一概に「今の親が甘い」と一言で片づけられない。

このように不安に思う親の実態をもう少し

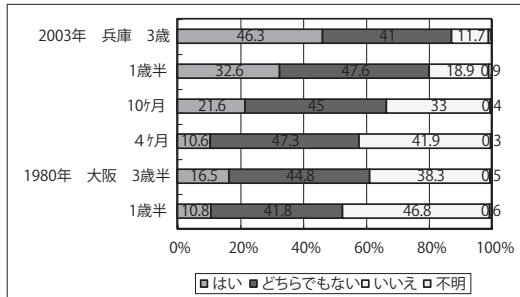
詳しく見てみよう。乳幼児の子どもを抱える親に、2003年から3年間行った20年前との比較調査(図3)では、孤立感が20年前の倍に増加し、4か月の子どもを持つ親の3分の1が孤立状況にある、育児不安感が3倍に増加しているという結果であった。また、半数近くの親が周りからの批判を気にしている、20年前と違って子どもの年齢が高くなるほどちょっとしたことに心配という項目が高くなっていた。親の置かれた子育てしにくい状況、周りに聞くことができない、他者の子育てを見ることができない、など親としての自信が明らかに蓄積されていないことを表わす結果であった。さらにこういった育児負担感是不適切な養育と高い相関を示した(山野2005)。

また、生活の基盤となる経済的にも厳しい状況である。離婚については、平成8年には1年間の婚姻数の4分の1だった離婚数が、平成18年には3分の1強となっている。2005年の厚生労働省の報告では、母子家庭の平均収入は、年間212万円、一般世帯の約3分の1ほどである。また、年齢の若い層の失業率の高さやフリーターの存在から、収入の格差も明らかになっている。当然、親の年齢が比較

Q1. 近所にふだん世間話をしたり、赤ちゃんの話をしたりする人はいますか



Q2. 子育てで、いらいらすることは多いですか



Q3. 他の人があなたの育児をほめたり批判したりするのは気になりますか

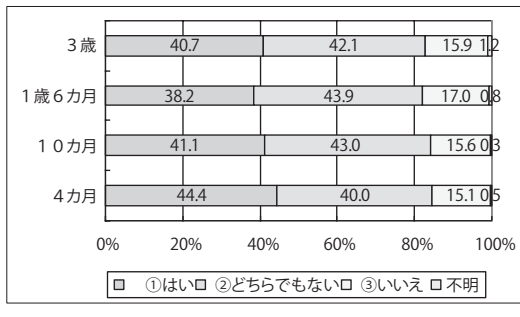


図3 子育て実態調査結果一部抜粋

出所：原田正文・山野則子ほか（2004）「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防法の開発」平成15年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究所保護事業）報告書。

的若い、乳幼児、低学年の子どもを持つ家族に大きな影響を与える。

親は、子どもの成長とともに親になっていくものである。親になる過程において、周りとの接触がない状況から不安を解消することも困難であり、あるいは周りがどのような状況であるのかについて知る機会もなく、自分の状態を客観的に把握することが難しい実態が見られた。そのため問題意識を感じにくい家庭も生じるかもしれない。結果、親の生活や方針が落ち着かない状況下で、さまざまな子どもの落ち着かない状態が生じている。

反面、24時間対応でサービスを提供する側と消費する側に明らかなバウンダリーができ、学校や行政など言いやすいところに無理難題も含めて苦情が殺到するというような現象が生じている（小野田2006）。イライラする毎日のなかで当たりやすいところに当たっている状態といえよう。生活者として生活をよくしていく共同責任、あるいは教育現場をよくしていく共同責任などという考えが感じにくい。対立構造で相手を捉える視点となりがちである。本人が自覚しているか否かは別として、それだけ親自身が追い込まれた状況にあるといえよう。ここにも、子どもの乳幼児期から日々親となっていく過程がどのような状況であったのかという影響がみられる。孤立現象から、また周りを過度に気にしながら子育てしてきた実態から、協働するプロセスや力が備わりにくい（牧里・山野2009）。

しかし、反面、ある調査（山野2007）から、子育てしている自分もいいなと思う親も3割あった。子育てで大切にしていることを持ったり、他の子育て親子に自分も何かできると思う親も半数以上ある。このことも忘れてはならない。

支援策の実態

その支援の実態はどうなっているだろうか。文部科学省ではよく知られているスクールカウンセラーや最近始まったスクールソーシャルワーカーなど専門職の支援や地域のボランティアを中心に「家庭教育支援」という形で地域や学校を基盤にして、親支援の講座やアウトリーチ型で困難家庭に家庭訪問を行って支援をしている取り組みがある。また内閣府では近年、子ども若者支援推進法に基づいてニートや閉じこもりの支援やネットワークが始まっている。もちろん厚生労働省では児童虐待を中心にした地域のネットワーク作りを2000年より開始している。あらゆるところで子育て支援が展開されているとも言える。

しかし、各方面のそれぞれの支援が、包括

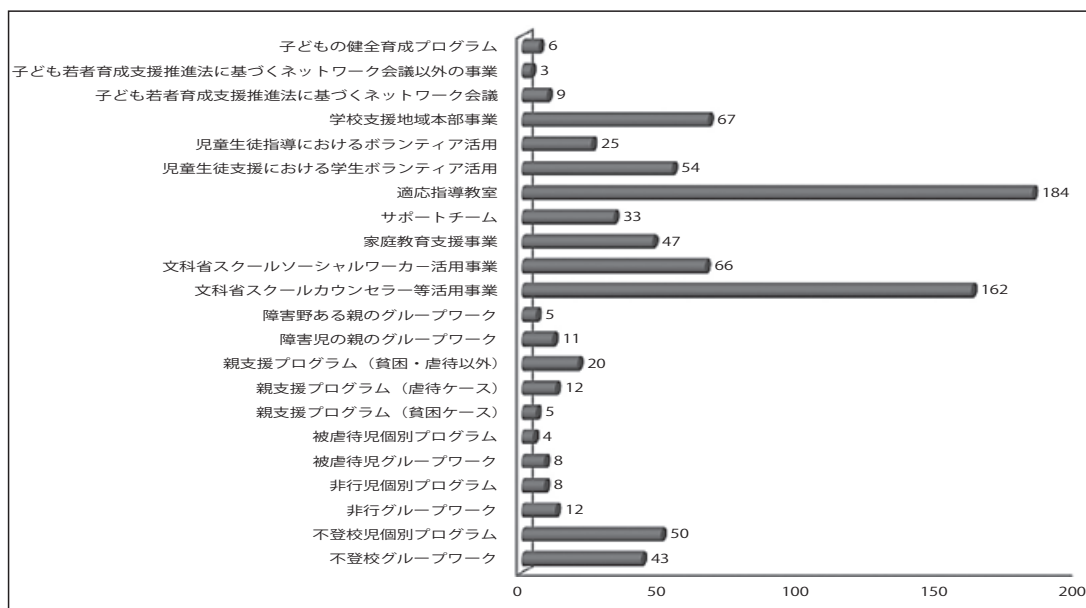


図4 要対協で活用しているプログラム（山野ほか2012）

的に把握されておらず、一元化されていないために隣の部署のサービスは把握しておらず、1人1人に適切なサービス提供につながっていないことが感じられる。例えば、要保護児童対策地域協議会で最も活用しているサービスが適応指導教室であったこと（図4）である（山野2012）。

支援：ソーシャルワークの可能性

今まで述べてきたような社会的状況から、考えるべきことは、以下2点が言えよう。1つは、子育てに困難を抱える家庭とは決してまれな特別な家庭ではないということである。3割にのぼる不安や孤立、そしてそれが不適切な養育に関連することからも問題を抱える人だけが支援の対象ではないし、児童相談所だけでは対応できない状況と想像できる。予防的な仕組みを子どもに身近なところでどう作るかが課題である。2つめは、子どもの問題行動も親の養育課題も問題行為としてみるだけでは問題解決にならないということである。表面的な現象の背景を見極め、家庭状況に関する理解ができなければ、解決の糸口を見つけれないほど社会的課題に及んでいる子育て状況である。ニーズに応じた見立て（ア

セスメント）がどこにいてもできること、そしてプランとしても縦割りではなく、包括的に支援策が使えることが重要になると思われる。

前者は、子育て支援策に関連する。しかし、重要なポイントは、場の提供だけではうまく機能しないことである。孤立、不安、周りの眼を気にする、経験がない、といった子育て層の状況を改善する、地域に根付いた子育て仲間を作っていくためにはどういった支援が必要か検討する必要がある。それは、不安の強い人が専門職に相談するという仕組みではない。つまり、指導助言の支援ではなく子育て当事者をつなぐ支援、子育て当事者が主人公になる支援が重要である。当事者性が重視され行政主導ではない形の模索がやはりポイントと考えられる。まさにソーシャルワークの間接支援でありコミュニティワークの力である。当事者のニーズでできるだけ当事者の考えを引き出し、話し合う、あるいは取り組みをどんどん導入するということである（山野2002）。このことは言われて久しいが、なかなか実現が困難で、専門職の発想の転換をいかにもたらずか本気で考えるべきであろう。

後者は、そもそもニーズにあった見立て（ア

セスメント)、つまりなぜこんなことになっているのかということ家族の目線で考える時間を10分でも作ることである。図5のように表面に見えるニーズは、例えば子どもの面倒を見ない、保育者に苦情をすぐに言う、ということであっても、実は夫婦関係がうまくいかなかったり、嫁姑問題を抱えていて孤立していたりという潜在的ニーズがある。こちらに注目して対応しない限り、表面的な問題の指導だけでは何ら改善にならない。潜在的ニーズに着目してアセスメントし、援助プランを作成していくこと、ニーズにあったプランを1人1人の特性に応じて行っていくことがソーシャルワークのプロセスである。こういった理論に基づいた科学的プロセスを実践現場にもっと広め活用する必要があるであろう。

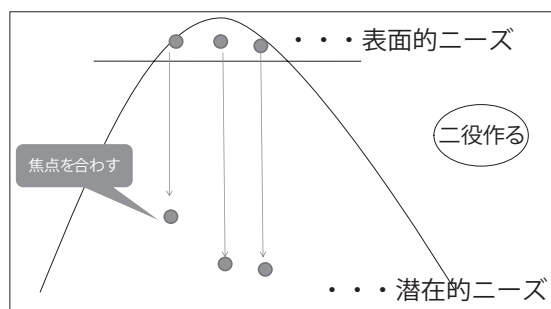


図5 ニーズ視点のアセスメント

支援：市町村だからできること

さらに、これらの支援はどこがやりやすいかということ、地域の資源をよく周知している市町村だからやりやすいことは十分理解できると考える。当事者の力をどう引き出すかという課題に対しても保育所やひろば、子育てサークルなど実際に展開している機関を把握し、つながっているのが市町村行政である。

包括的支援という意味でも、タテにもヨコにもさまざまなつながりを持てる支援をどう作るかが課題であるが、市町村は地域に密着しタテにもヨコにも把握できる連絡会や会議を持ち、あるいはそういった仕組みを作りやすい位置にある。例えば、発達に関連する場合、健診の後のフォローから幼児教室、障害児保育や通園施設につながる検討会を各市町村で

保健所、児童相談所、市の相談室など領域横断的メンバーで持っていることが多い。また、要保護児童対策地域協議会を持っている市町村はそれも活用しやすいと言える。

つまり予防、早期発見から課題解決までどのように機能させるか、市町村のなかで広い視野でそのプロセスを描く必要がある。先に述べた内閣府ベースのもの、文部科学省ベースのものと錯綜するなかで、法的根拠を最も持っている要保護児童対策地域協議会を持っている市町村児童福祉部門が総括的に把握し全体像を描けるかどうかが、このプロセスを機能させるかを左右するものであろう。

そのポイントの1つは、予防、早期発見から考えると保健所の健診をイメージするのは容易ではあるが、その後就学後レベルで同じように機能しているとは言い難い。義務教育であることを考えると、学校が保健所と同様に全数把握ができる機関である。学校をしっかりと組み込んだ仕組みを作成できる可能性があるのも、地域に身近な児童相談所ではなく市町村である。ここでは近年始まった学校ソーシャルワークがうまく市町村児童福祉とリンクしていくことも重要であろう。そういった資源、サービスをすべて把握し、リンクさせることが大切である。

2つめは、ネットワークが機能するようなマネジメントを行えるかである。資源の全体像、家族の全体像がわからなければ、ネットワークを機能させることはできない。ネットワークのポイントはリスク偏重にならず、支援メンバーの動きも含めた全体像を把握することである。そして単独で動くのではなく、複数で動く、報告するなどの対応も複数で行うこと、守秘義務のあるメンバー間でオープンに言語化していくことである(図6、表1)。

プログラム効果

最後に、それぞれのサービスの効果、要保護児童対策地域協議会でネットワーク支援の効果を見せていくことも重要であろう。要保

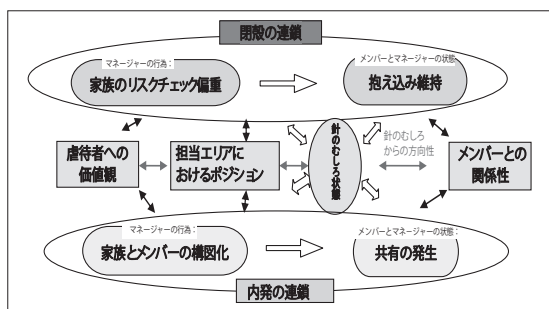


図6 市町村児童虐待防止ネットワークのマネージメントプロセスの全体ストーリーライン

表1 閉鎖的連鎖と内発的連鎖の比較

	閉鎖的連鎖 (ネットワーク初期段階)	内発的連鎖 (ネットワーク機能段階)
対象	家族のみ	家族とメンバー
行為レベル	単独	複数
疑念の対処	非言語化	言語化

護児童対策地域協議会でそのようなサービス(プログラム)を活用し、どうだったかというデータを示す(山野2012)。

要保護児童対策地域協議会に挙がっている、子どもと家庭の状況について、因子分析において、第1因子：関係機関の対応、第2因子：保護者との関係性、第3因子：子どもの状況、第4因子：子どもからの発話状況、第5因子：子どもの通学状況の5因子に分かれた実態に、どのサービスがどこに効いたかを担当者に事前事後を比較する形で確認すると、スクールソーシャルワークが第1因子関係機関の対応に、適応指導教室が第5因子の通学状況に影響をしていた。残念ながら先も示したように、虐待のプログラムは数も少なく明確な効果は見られなかった。

十分ではないにしても、今後ネットワークの意義と総括をしていくためにも効果測定も意識していく必要があるであろう。

<参考・引用文献>

高橋重宏(2004)「児童虐待防止に効果的なセーフティネットのあり方に関する研究」『平成15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究所保護事業)報告書』、pp.5-116
 牧里毎治・山野則子(2009)『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房
 山野則子(2004)「子育てネットワーク」許斐侑・望月彰・野田正人・桐野由美子編『子どもの権利と社会的子育て』信山社出版、pp.68-86
 原田正文・山野則子ほか(2004)「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防法の開発」平成15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究所保護事業)報告書
 山野則子(2005)「育児負担感と不適切な養育の関連に関する構造分析」『平成16年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書』、pp.118-137
 山野則子(2007)『子育て支援システム策定のための研究事業報告書』梅花女子大学現代人間学部山野研究室
 山野則子(2009)『子ども虐待を防ぐ市町村児童虐待防止ネットワークとソーシャルワーク』明石書店
 山野則子(2012)『児童虐待の予防・対応のための連携に関する研究～貧困施策や教育分野におけるサービスとのリンク～』こども未来財団

著者略歴

山野 則子(やまの・のりこ)

元堺市家庭児童相談室職員、現大阪府立大学教授
 日本子ども家庭福祉学会理事、日本学校ソーシャルワーク学会理事、日本社会福祉士会SSW委員、NPO法人「こころの子育てインターねっと関西」副代表理事、Nobody's Perfect Japan事務局長、NPO法人「TPC教育サポートセンター」理事、大阪府・堺市・茨木市・尼崎市スクールソーシャルワーク(SSW)事業SV

資格：社会福祉士、臨床心理士、カナダ政府認証親支援プログラムNobody's Perfectマスタートレーナー

テーマ：SSWの構築と展開、市町村児童相談体制(児童虐待)確立、子育て支援

委員等：(全国レベル中心に記載)

全国家庭教育支援研究協議会委員(文部科学省)、社会教育アドバイザー(文部科学省)

社会福祉士国家試験委員(2008～2010年度 財団法人社会福祉振興・試験センター)

文部科学研究費委員会審査委員(2009年度)

家庭教育支援の推進に関する検討委員会委員(文部科学省2011年度)

スクールソーシャルワーカー養成事業企画検討委員(日本社会福祉養成校協会)